

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城町役場 編集課 電話(018876) 代 2100番
印刷所 湖東印刷 電話(018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

人口と世帯

世帯数	3,933	世帯	
人口	17,773	人	
内訳	男	8,580	人
	女	9,193	人

住民登録調 (48年10月末現在)

転入・転出の場合にはかならず窓口へ届出ください。

昭和四十二年十一月三日から発掘を開始した石崎遺跡は、第一次調査で古代城柵跡が発見され、その資料整理の過程から、古代秋田郡遺跡であり、創建期の秋田城になるであろうとする、東北大学高橋富雄教授の発表に、学界は勿論日本の歴史家たちは注目してやまなかった。しかし、発掘された資料、それに「三代実録」の中に述べられている内容からして、高橋教授の判断は揺らぐことなく、昭和四十七年十一月五日から第二次調査活動に入った。その結果、第一、第二跡の発見と逆茂木などの発掘により、創建期の秋田城とする教授の自信はますます深くなっていた。

そして今年度、十月二十七日から第三次発掘に着手し、二十日間に及ぶ調査の結果、遺跡の規模、外周の構築、南柵及び西柵の確認、須臾器はか土師器、郭外西南施設跡等数々の発見をして大きな収穫をあげた。高橋教授の歴史的考察は、およびそのような内容に



写真は石崎遺跡を発掘する高橋教授等

— 石崎遺跡発掘終る — 定説秋田城設立の再検討迫る

◎ 遺跡の性格
新しい城柵の発見 昭和五年の払田柵(はつたのさく)同六年、城柵(きわのさく)以来のもので、性格、規模もこれに次ぐものである。

① 官衙的城柵 この異付けは、建跡から年代も数世紀におたり存続していることがわかり、高級な須臾器類の土器、記録用具として硯を用いていたことなどから単なる軍用用の城ではなく、官衙的性格を主とする城柵である。

② 奈良平安四百年にわたる施設 出土土器の年代からこの遺跡は、奈良時代後期から平安末期まで持続している。

③ 古代国家最北の城柵 従来は最北の古代城柵は秋田城としていたが、石崎遺跡の発見により時の政府による北辺経営の常識に再検討を促すことになり、秋田城の性格を根本的に考え直すべき問題を提示しているとしている。

(発掘の詳細については次号でお知らせいたします)



△ 広報サロン▽
大臣賞はお客様のおかげ
田町 小林 銀治

ら、營業施設に対して賞をいただきましたが、私にとりましては、一生一代最高の誉れであるとともに、身にあまる光栄だと思っております。

思えば、高等科二年生を卒業後、豆腐屋の夏枯れを防ぐには「焼酎(あぶ)」作りが一番だとして、父親から命じられて、秋田市で徒弟修業を重ねること五年、以来今日まで寄せる時の流れにもまれながら、この仕事を続けてまいりました。

戦争中は大豆の統制で思うように手に入らず、ヤミ大豆を獲得する為に、県南東北は勿論、遠く青森県まで手を伸ばし、こちらの米と物々交換するなどの方法で、原料の確保につとめました。

そして終戦、穀物の欠乏はますますひどくなるばかりで、アメリカ大豆が頼らざるを得なかったが、この大豆がまたお粗末きわまりないので、まともな豆腐ができない状態でした。その後日本のものとかけ合わせて、品種改良をすゝめた模様で、今ではアメリカ大豆でなければ豆腐が作れないところまで来ています。ですから昨年秋のアメリカ大豆輸出ストップのニュースはこの商売始めて以来の大きなショックでした。

明けても暮れても白く四角で、何の表情もない豆腐作りを選んだ因縁を悔んだ時もありましたが、幸い健康にも恵まれ、お客様に迷惑がらぬようにと心を配ってまいりました。それが施設設備を充実することにつながり、このたびの大臣賞に結びついたというこは、とりもおなほさす、お客様各位のおかげさまで感謝しております。

今後とも、私の体に合った豆腐作りの機械化をはかりながら、命の続く限り、食卓に欠かせないタンパク源を送り続けたいものと願っています。

五城目町教育10年の軌跡

第10回教育振興大会記念パネル・ディスカッション

去る十月三日開催された、第十回五城目町教育振興大会で、この大会の持つ意義と教育の振興に果たされた成果について、それぞれ立場から選出された代表者五名によるパネルディスカッションがおこなわれた。

時間的に制約があったため、すべて語り尽くされたとは言えないと思うが、現場を担当されている諸先生たちの肌で感じたご意見は貴重であるべきであり、十年間における本町教育行政の軌跡にもなるものと思われ。

このたびその討議内容がまとまったので、十年記念記録としてここに掲載する。

司会：十周年を迎えた教育振興大会のパネルディスカッションの開催は、「教育振興は」教育の成果と今後の課題で、

これは、子どもがのびと成長するに、子どもが生活にふさわしい生活の場があたえられるなければならない、どちらかといえば、子どもの動作を規制することが多すぎるのではないかと、家庭や地域の遊び場などに、おとながもっと配慮し、やらなければならないと思う。本大会は七日間から毎年幼児教育問題を論議されており、着々と効果をあげていると思う。本年は五城目町で新しい幼児の水遊び場が設置され幼児の天国が一つふえた感じがする。こうした施設が町の中の一つでも多く造られることを希望するものである。保護者は家庭の教育者である。幼児の躾の問題、環境の問題等家庭の子どもである。そのため大切な教育者でもある。そのために父母は子どもの教育について学習を続け、常に温かみ目で子どもの育

第240号 広報こじょうめ

教育振興大会の成果と、今後どうあるべきかについてみなさんというふうに考えてみたいと思います。はじめに五人のパネリストのみなさんからご意見をうかがい、その後フロアーのみなさんの意見を聞き取りたいと思います。それは最初幼児教育にちなうっておられる中村先生にお願いします。

五城目幼稚園長 中村 清次郎
幼児教育の立場から

幼児教育の中核は家庭である

幼稚園や保育所の教育環境がいかに恵まれていても、家庭での教育環境(物質的、精神的)が悪ければ、幼児教育の効果はあがら

成に努力すべきである。保護者に教育の場をあたえる。家庭の教育者である保護者は、学校・幼稚園等施設での教育に当るものと密接な関連が必要であり、これら施設の指導者は家庭教育にまで手を延ばさなければならぬと思う。

又公民館の社会教育の一環をになう家庭教育学校、地域PTA等の学習施設をタイプアップして、教育の万全を期すべきである。教育研究の場をもつて広める。最近幼児教育とか、家庭教育等とされられるようになったが、ややもすれば教育は特定の教育者によつてなされるかの錯覚にとらわれているようすが、今でも見られる。こうした認識不足を、一旦早く解消するために、本大会の場に家庭の教育者をも含めて研究されることが望ましい。



司会：幼児教育の面で、家庭との関連、環境の面について取りあげていただきました。つぎに女の先生として小学校教員にたずさわっておられる坂谷先生に、特に作品展示の面を中心にお考えをおききたいと思えます。五城目小学校 坂谷 恭子
展示の発端は浅野先生
振興大会十周年をむかえて、特に展示の部門についてふり返つてみるのとしたいと思います。
昭和四十一年、つまり第二回教育振興大会のときに、当時馬場目小学校に勤務されていた浅野ヒナ先生が、自分だけで研究された教材の類、学習資料など、を自発的に展示されましたが、展示会の発端となつたように記憶しています。古い五城目小学校体育館入口にすらならべられておりましたが、とても印象的でした。
展示会に關しての記録というものは、特に残っておりませんが、出品物の目録にしたがつてそのなをたを追つてみますと、教育振興大会第三回目の年に、はじめに先先生の展示部門がもつてられています。そして、町内の先生方の日常的指導の中から、それらの実践記録とか、指導資料、教具研究論文、随筆、あるいは、趣味的なものなどが展示されています。この年は総出品数四十一点で、主に教材に關するものが多かったです。

第四回目(展示会)として第二回目からは出品数も二倍近くふえてきています。出品物も年々バラエティに富み、研究物なども長期間の積み重ねによるものや、あるいはグループ研究によるものなどが多くなつてきています。特に昨年度の第九回目は総出品数七十一点で、そのうち、趣味的なものが四十一点、教材に關するものが二十一点というありあいになつています。先方の特技を知るチャンス。毎年こうして行なわれてきている展示会について考えてみますと、私にしてはそのことがたいへんしげきになり、そのたびに何か新しい事を教えられるのでたいへんありがたいと思っています。先方のすばらしい研究力にふれることにより、例えば、はながの色ずりとか、国語や郷土の史実はその先生におうかがいすればよいことかな。先生におうかがいすればよいことかな。町内の先生方の研究方向や特長などを知らねばならない点での展示会はたいへん貴重なものと思われま。

参観時間が短くて残念。た、残念に思われることは、このように多様な研究物が展示されているので、一日の日程の中でそれらを参観できる時間がたいへん短いという事です。絵画やいけ花、写真など、短時間でもかんしょうできるものもあるでしょうが、各教科の実践記録とか指導資料、各教科の実践記録なども、後程フリアのみならず、みなさんご意見を聞き取りたいと思えます。統いて中学校教育にたずさわつておられる伊藤先生のご意見をおききたいと思います。

ことで、当然ながらその内容は児童生徒に關係したものが多く、児童に、教職という知的要求が比較的つよい職業にたずさる者として、間接的に児童生徒に關するが、その人自身の興味関心から出發したと考えられる研究、また、教育の現場で全国的な課題となっているテーマに關した発表で、そのテーマにどのようにとりくみ、どのように実践したか、といった内容、分科会のテーマは今日のなテーマが多かった。

相互理解に大きな役割

B、私は中学校教師ですが、私の中学校には町内六小学校中、三級の児童が入学します。来年度は二百八十五名中二百十三名が新入生として入学します。そして、小学校教師の研究発表は私は無關係ではない、六年間の小学校の教育の上にて、小学校の教育がなされるわけで、小学校教師のいろいろな研究発表は小学校教育を理解する大きな手がかりになるわけで、こうした意味で多々の研究発表は小中の教育の相互理解、連け、というところで大きな役割を果たすものであると考える。

深化発展を図る貴重な場

C、児童生徒に直接關係ない研究は、どちらかというと発表の機会がすくない、過去の各大会で発表された研究以外にも幾多の研究があったと思われ、こうした研究の発表の場として本大会に研究発表の機会が用意されてきたのは研究というの、発表を、評価し、そして他に刺激をあつ、更に研究の深化発展を図る、という性格を持つものである、貴重な場であったと思われ、今後、ぜひ復活させてほしいものである。

D、分科会は幾多の今日的なテーマを設定して討議したわけだが、会員の発言内容はきわめて具体的で、それなりに説得力を持っていた。しかし、幼稚園関係者の発言には中学校教員は無關係、小学校教員が発言するとしばらくは小学校教員の討議になり、中学校教員が発言するとしばらくは中学校関係者だけの討議になるように、そこには共通の広場がない、ということです。共通の討議をかきとめても生産的でないと考え、そこで共通の広場を設定するために、抽象論に自分のも意見、考え、等を出し合う会にするために、テーマの設定、司會者の会の進め方に工夫が必要。

幼小中学校か社会教育、といった自分の立場からの発言もさることながら、本会の会員構成の特質からしても意見のかみあわない討論になることは必然的なものである、こうした条件を克服して共通の広場を設定する配慮をしない、と、全町の幼小中の職員、関係者、そして社会教育関係者が集まる会としての意味をなさないと考える。

司會：伊藤先生からは、特に研究発表ならびに分科会についてご意見を述べられました。引き続き、教頭をなさっておられる石井先生から、教育振興大会の運営上の問題についてご意見をうかがいたいと思います。

大川小 石 井 武

主として運営面から、今日までの経緯、成果、そして今後の課題等について、私見を述べたいと思



いす。

この大会は三十九年度をはじめとして今日に至るに三期に区分して行なわれたいと思います。

青年期に入った振興大会

第一期(三十九・四十年)は幼稚園時代です。「教育振興のためにはまず施設設備の充実から」をモットーに各校(園)から行政機関に対する要望事項を並べあげた時です。

第二期(四十一・四十四年)は基礎がため時代(小学校時代)です。町教育委員会指定研究校が研究発表を一回限り(四十二年)で姿を消したのはなぜなのか不明ですが、本大会の性格の一端がうかがえそうです。かわってスポーツレクがこの時代から始まりました。

第三期(四十五・四十八年)は自立時代(中学校時代)です。この時期は大会テーマの設定、分科会が行なわれたことなど、画期的な時代と言えそうです。

十年の歴史をもつ本大会はいよ

いよ青年前期の後半を迎えるわけですが、今日までの成果をどのように評価すべきでしょうか。

大会のあり方に衆知の結果を

第一はなんと言つても町教育に關与する者が一堂に會して話し合い、和合できたこと、これは最大の収穫と言えないでしょうか。

第二は五域目教育が目指している方向、そして今のかへんを進んでいるのかお互いに意見を述べ合ひながら動向を把握できたことだと思います。

そういう意味で本大会は掘削盤のやくめを果たしたと言えましょう。

第三にこの会は参加する人たちの創意によって今日まで成長してきたことだと思います。

最後に今後の課題として考えられることについて申し上げます。

①どうすることが「教育振興」につながるのか。

②分科会、展示会に対する反響が大きいのはなぜか。

③会場について一考を要するのではないかと。

今や新しい時代を迎えようとしている本大会のあり方について衆知を結果したいのであります。

司會：石井教頭先生からは教育振興大会の歴史を要領くまるとして話していただき、なお今後の問題点についてもふれていただきました。

最後に広く社会教育の面から大原社会教育主事のご意見をうかがいたいと思います。

大原 国 雄

教育に対する共通理解

パネラーとしての私の立場は、社会教育の面からの発言ということになっております。

この振興大会の成果についてはいろいろありますが、一口にいうと本町の教育関係者の交流の中から人間のなふれ合いや、教育に対する共通理解がなされてきている点があつたと思います。

第七回以降からの内容は、子ども教育というものを「学校」「家庭」「社会」という全体的な面からとらえてきたことは今日的に大変意義のあることと考えます。

さてこうした経過の中で今後とりむ方向について意見を申しあげましたことと関連して、昭和四十六年に公けにされた二つの答申がこれに重要な意味をもつてくるものと思われ。

その答申の一つには「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」であり、もう一つは「今後における学校の総合的な拡充整備のための基本施設について」であります。

教育は少年の自発性で展開

社会教育のあり方の方では、小中学校に就学する年齢層である少年の課題に關し「こうした事情のもとですべての少年が心身ともに健全におよび社会でたなわれる学校が、それぞれ独自の役割を發揮しつつ全体として調和を保って進められること、少年をとりまく教育条件の変化によって重視されてきた社会教育としての少年教育は少年が地域社会等でさまざまな経

験をもつことによって、家庭や学校に期待しにくいものを体得するところ、ここでは年令の異なる集団での役割分担、協同意識のたつ生活訓練、自然の中での遊びと鍛錬、興味関心の持続的 pursuit が重視され、すべての活動が少年の自発性に立って展開されること、特に特色がある」としてい

集団生活で思考力を豊かに

一方学校の基本施策では、教育体系を総合的に再検討し、その中で「これからの教育は、家庭教育が、社会教育に区別されなかったが、ともすればそれが年齢層による教育対象の区分であると誤解され、人間形成に対して相互補充的な役割をもつていえない」とを指摘しさらに「これまたともすれば学校教育に過大な期待をよせ、かえって教育全体の効果が減殺される傾向にあつたことを反省し次のような点については、家庭教育や社会教育があることを強調しなればならない」と論じ「学校教育に期待すべきものとして「学校環境の制約を離れて自然やすぐれた文化遺産との接触によって豊かな人間形成を助長すること、さまざまな年齢層との接触や多様な目的をもつ集団活動に参加して、社会性の豊かな発展を学ぶことともに、学校における行なわれる家庭、学校の抽象化や現代社会の疎外感を克服するようにすること」と大まかな目標を示している。

このことからみて、変容する現代社会に生きる子どもを教育を考ふるこの振興大会がとりくむべき課題なり、はたすべき役割が



カワトは新畑町佐藤敏英氏

国民年金は、老齢になったときや、一家の主人に死なれ、母子家庭になったときなどに、年金を支給し、生活の安定を図る年金制度である。

◆加入する人

・強制加入

公的年金(厚生年金や共済組合)に加入していない二十才から六十才未満の人。(加入は役場の窓口に印鑑を持参し申出る)

●任意加入

会社員や公務員などの配偶者、恩給や遺族年金を受けている人、地方議会議員や学生で、二十才から六十才未満の人

◆保険料

●定期保険料

ひと月……九〇〇円

※保険料は一定期間前納できる。 ※保険料納付困難の場合は、免除を受けることができる。(任意加入を除く)

※国でも納めた保険料の半額を負担して積み立てている。(保険料の特例納付)

時刻により、納められない時間

について、特例で納めることが出来る。

①納付できる期間

昭和四十九年一月一日から昭和五十一年十二月三十一日まで二年間

②保険料の額

時効消滅期間 ひと月 九〇〇円

・附加保険料

ひと月……四〇〇円

※附加年金は「もつと高、年金」を希望する人のためにできたもので、免除者や五年年金加入者を除き、だれでも加入できる。

(農業者年金加入者は義務加入である。)

●五年年金保険料

ひと月……九〇〇円

※五年年金は、明治四十四年四月一日まで生まれた高齢者が加入する年金で、加入期間五年で満期となる。

(五年年金の加入再開)

五年年金は、昭和四十五年にできたが、このとき加入しなかった人に再度加入の機会が設けられた(四十九年三月三十一日まで)

①加入できる人

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた人、他の年金や恩給を受けられない人は除く。

②保険料 ひと月九〇〇円

(昭和四十五年六月から加入したとみなして、昭和五十年五月までの五年間)

◆年金の給付

●老令年金 二十五年以上上保険料を納めた人

(免除期間を含む)に六十五才から終身支給される。

昭和五年四月一日以前に生れた人については、二十五年の期間が年齢に応じて二十四年から十年まで短縮される。

年金額は納付期間や免除期間に応じて計算される。

●二十五年間定額分を納めたとき 二四〇、〇〇〇円

(月二〇、〇〇〇円)

●二十五年間、定額分と附加分を納めたとき 三〇〇、〇〇〇円

(月二五、〇〇〇円)

●四十年間、定額分を納めたとき 三八四、〇〇〇円

(月三二、〇〇〇円)

●四十年間、定額分と附加分を納めたとき 四八〇、〇〇〇円

(月四〇、〇〇〇円)

●十年年金(高齢者に対する特例年金) 一五〇、〇〇〇円

(月一二、五〇〇円)

●五年年金() 九六、〇〇〇円

(月八、〇〇〇円)

●通算老令年金

国民年金や厚生年金など、公的年金制度を渡り歩いた人にそれぞれの加入期間を通算し支給される(例)

●五年間国民年金の保険料を納めたとき……四八、〇〇〇円

●十年間国民年金の保険料を納めたとき……九六、〇〇〇円

(月八、〇〇〇円)

●高齢者は割増しされる

(年金額)

・一級障害……最低保障 三〇〇、〇〇〇円

(月二五、〇〇〇円) 一全盲、両手や両足の切断などで日常生活が不能な程度

・二級障害……最低保障 二四〇、〇〇〇円

(月二〇、〇〇〇円) 一片手や片足の切断などで、日常生活が著しく制限される程度

●遺児年金

父・母と死別した、十八才未満の子に支給される。

●遺児一人の場合…… 二四〇、〇〇〇円

(月二〇、〇〇〇円) 二人目の遺児から一人につき四〇〇円ずつ加算)

●死亡一時金

三年以上保険料を納めた人が年金を受けないで死亡したとき、遺族に支給される。

●納めた期間三年以上十五年まで 一七、〇〇〇円

●母子・準母子年金 夫や父、祖父などが死亡し、母子・準母子状態(十八才未満の子や孫、弟のいる)に要件を満たした方がおもしろいと思います。

●妻などに支給される。(年金額) 二四〇、〇〇〇円

●子・孫・弟妹一人の場合…… (二人目の子等に)月八、〇〇〇円、三人目の子等から一人につき月四〇〇円ずつ加算)

●か帰年金

老令年金を受ける資格のあった夫をなくした妻(結婚生活十年以上)に六十才から六十四才までの間に支給される。

三頁より続く 出てくるように思います。

子どもの豊かな人間形成のうえに暗い影を投げかけていると思われ、①知育偏重の問題 ②共稼ぎ、出稼ぎなどによって両親との共同生活の部分が失なれた問題

③学校五日制の問題 ④校外における生活の問題などの点を明らかにしての生活と同時に、それへの具体的なアプローチが、関係者に期待され、社会から要請されているところであろう。

●司会：豊かな人間形成に暗い影を投げかけている問題解決へのアプローチこそが教育振興につながるという大原社教主のご意見でした。では、いま話された五人のかがたのご意見を参考にして、教育振興大会の成果と今後の課題についてフロアのみなさんのご意見をおききたいと思っております。

杉沢小 渡辺 教諭

五城目町にてすはじめてお世話話になったものでこの教育振興大会はすばらしい会であると思っております。この大会をいっそう高めるために私の意見は、ざつとばらんに話してみようなテーマを設定したらと思います。また、地域の父母のみなさんもこの会に加わった方がおもしろいと思います。

●教育振興大会の会場を固定しないで変えてみるのもよいのではないですか。

●年金は物価にスライド、

年金額は、消費者物価が五%以上上がったとき改定される。

このほか、従来とおり毎年ごとに生活水準等を考慮し改定される。

司会 工藤 富雄 (五城目町教育委員会 指導主事)

パネリスト 中村 清次郎 (五城目幼稚園長)

大原 国雄 (五城目町社会教育主事)

石井 武 (大川小学校教頭)

伊藤 勝雄 (五城目第一中学校教諭)

坂谷 恭子 (五城目小学校教諭)

夫が受けることのできた老令年金の半額 (例)二十五年間保険料を納付していた場合…… 一一〇、〇〇〇円 (月一〇、〇〇〇円)

●年金は物価にスライド、

年金額は、消費者物価が五%以上上がったとき改定される。

このほか、従来とおり毎年ごとに生活水準等を考慮し改定される。

司会 工藤 富雄 (五城目町教育委員会 指導主事)

パネリスト 中村 清次郎 (五城目幼稚園長)

大原 国雄 (五城目町社会教育主事)

石井 武 (大川小学校教頭)

伊藤 勝雄 (五城目第一中学校教諭)

坂谷 恭子 (五城目小学校教諭)

夫が受けることのできた老令年金の半額 (例)二十五年間保険料を納付していた場合…… 一一〇、〇〇〇円 (月一〇、〇〇〇円)

昭和四十八年度

行政書士の試験がおこなわれます

一、試験の日時及び場所

・日時 四十八年十二月四日(火)

・午前九時～午後四時

・場所 秋田市山王四丁目一番一

・秋田 県庁正庁

・受験願書の受付

・受付期間十一月十二日(月)か

ら同月二十六日(月)まで

(日曜日及び祝日を除く)

・受付時間

午前八時三十分～午後五時

・受付場所 秋田市山王四丁目一

番一号 秋田県総務部地方課

(郵送の場合は十一月二十六日必

着のこと)

叙勲の御礼

石井金之助



美事に培養された大輪の菊の花は万人に賞でられ高貴に咲き誇り、名もない野菊は淋しげに人目にもふれず荒野に散ってゆきまします。みちのくの一隅で、ささやかな先祖の指物業を継ぐ事五十余年、その野菊にも似た野生者が、固らずも今、国の叙勲をうけましたが、誠に有難い仕合せと感じております。

これも備えに長年に渉り県や町当局、又協力して下さった方々や、各界の御指導御後援の賜と、深く感謝いたしております。

美しい郷土、森山の頂にもマイクロウェーブが建つ世となりました。時世の進化はミクロの世界に入り私達技能者は既に過去のものかと思っておりますが機械万能の中にも、技能の重要さを認められました事は望外の幸わせと思えます。

給既に古希に達しましたが、これからも伝統の技能に更に新しい機械を導入し、生活文化の一翼を担う美しく御支援の程を御願ひ申し上げまして御礼いたします。

昭和四十八年十一月

三、受験資格

次の一に該当する者
・行政書士法第三条第一号及び第二号に規定する者

(4)学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条第一項に規定する者

(5)国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者

・行政書士法第三条第三号に規定する知事の認定する者

(6)行政書士の補助員として通算五年以上その事務に従事した者

(7)公団、各種協同組合及び商工会議所(これに準ずるものを含む)等において、行政事務に準ずる事務を通算して三年以上従事した者

四、試験科目

・筆記試験

(1)行政書士関係法令(行政書士法及び同法施行規則)

(2)戸籍法

(3)一般常識

(4)作文

(5)口頭試験

五、受験に必要な書類

・受験書類

・受験資格を有することを証明する書類(高等学校卒業証明書、官公庁の長が発行する行政事務従事証明書)

・写真(出願前一年以内撮影した上半身手札型のもので、裏面に住所、氏名を記入すること)

・履歴書

・戸籍簿本又は抄本

・身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

六、受験手数料

一、〇〇〇円の秋田県証紙を証紙納付書に貼付し、受験願書とともに提出すること。

＜明正選挙推進＞

⑧ これだけは知っておこう 選挙のちしき



投票の方法

投票の方法としては、原則的なものと、例外的なものがあります。

一、原則的な投票の方法

選挙人が選挙の当日、投票時間内(通常は午前七時から午後六時まで)ですが一部の投票所では時間の繰り上げ、繰り下げを行なうところがあります。に投票所に向いて、選挙人名簿との対照を経て投票用紙の交付を受け、投票記載所で候補者一人の氏名を書いて投票箱に入れることになってます。長及び議員の選挙に記号式投票を採用するときは、あらかじめ印刷された候補者の氏名の上の欄に○の印をすることになります。

二、例外的な投票の方法

① 代理投票

身体上の故障や文字が読めないため、候補者の氏名を書くことのできない者は、投票管理者に申し出て、かわって書いてもらうことができます。この場合、投票管理者が選んだ二人の補助者のうち一人が選挙人の指示する候補者一人の氏名を記載し、他の一人が立ち会います。補助者は誰にもその内容を話すことができません。これを洩らすと処罰されることになってます。

② 点字投票

盲人で点字による投票をしようとする者は、投票管理者に申し出れば、点字による投票ができます。

③ 不在者投票

選挙人が、投票の当日の事由で、自ら投票所に行き投票をすることができないときは、選挙の告示(公示)の日から投票日の前日まで、それぞれの定められた手続きによって投票することが出来ます。これはやむを得ない事情のある選挙人の便宜をはかる制度です。

(1)選挙人がその属する投票区の区域外において職務又は業務に従事中等であること。
(2)選挙人がやむを得ない用務又は事故のために、その属する投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中であること。
(3)選挙人が疾病、負傷、産後、老衰、不具もしくは、産後、産後、不具もしくは、歩行が著しく困難であること又は監獄、少年院もしくは、補人補導院等に収容中等であること。
(4)選挙人がその属する投票区の区域外の住所に居住中等であること。

